
三重県大仏山地域土地利用構想



平成25年10月23日

三 重 県

I 構想策定の主旨

大仏山地域は、伊勢市、明和町、玉城町の1市2町にわたる、東西約3km、南北約1.2km、標高約50mの丘陵が連なる地域です。

かつて大仏山地域の土地は、周辺に住む人々の暮らしに欠かせない自然資源として利用されてきましたが、ライフスタイルの変化など時代の遷移とともにその利用は徐々に減少していきました。また、昭和40年代に始まった中南勢地域総合開発構想における住宅開発計画により、三重県住宅供給公社が当時の土地所有者から予定地の土地約94haを買収しましたが、その後の社会情勢の変化など諸般の事情でその計画は実現されず、人の手が入らなくなった土地の荒廃は進みました。その後、住宅開発の目的を失ったこの土地は、三重県の都市公園事業や大仏山地域総合整備事業、三重県土地開発公社の工業団地開発の目的のため、県と同公社に買収されました。このうち、南東側の約42haが県営大仏山公園や伊勢市大仏山公園スポーツセンターとして整備され現在も利用されていますが、北東側の約52ha（県所有地：約30ha、土地開発公社等所有地：約22ha）は依然として活用されていない状況が続いています。

この問題の解決のため、三重県と伊勢市、明和町、玉城町の1市2町は、平成21年に工業団地予定地としての土地利用をゼロベースで見直すことに同意し、大仏山地域土地利用検討協議会を設置して、未利用地の新たな利用方法の検討を進めてきました。そして、平成22年3月に以下のとおり土地利用の方向を決定しました。

<土地利用の方向>

- 現状の自然環境を生かし、地域の多様な主体の連携による、里山の保全・活用や自然を楽しむ空間としての利用
- 隣接する県営大仏山公園、伊勢市大仏山公園スポーツセンターと連携し、自然を生かした健康づくりの空間としての利用

本利用構想は、この方向を基本として、行政や地域住民、活動団体や企業など多様な主体が連携して、大仏山地域土地の価値や魅力を再発見しながら一体的に利用するための指針として位置づけるものです。

Ⅱ 土地利用に向けた取組

土地利用に向けた取組について基本的な進め方は以下のとおりとし、必要な財政措置について、今後、議論を進めていきます。

1 土地開発公社所有地の県有地化

未利用地と、県営大仏山公園や伊勢市大仏山公園スポーツセンターとの一体的利用を図るため、未利用地のうち工業団地予定地であった三重県土地開発公社所有地を県有地化します。

2 散策路等の整備

これまで一般の立入が制限されてきたこの未利用地に再び人が足を踏み入れ、その価値と魅力を再発見することを利用の第一歩とするため、傾斜が少なく既存路が存在するなど、土地の利活用が容易なエリアを中心に、自然を配慮した形での散策路等を整備します。

自然観察や風景の観賞、健康づくりなどのために、県営大仏山公園等との一体的な利用が可能となるよう散策ルートを設定します。なお、明和町側から県営大仏山公園に至る道路についても、一体的利用と歩行者保護の観点から歩道を設置し、歩道を散策ルートの一環として位置づけます。

また、大規模災害の発生時に周辺集落の住民が大仏山の高台へと避難できるよう、整備する散策路には災害避難路としての機能も持たせます。

3 多様な主体の参画による土地利用

人と自然とのかかわり合いを通じて、持続的に自然の恵みを人々が享受し持続的な手入れを行っていた空間である「里山」利用をモデルに、多様な主体の参画による多様な土地利用を行っていくことで、人々の楽しみ・生き甲斐・喜びを創出していきます。

4 土地利用と一体となった土地管理

多様な主体による土地の利用を持続させていくため、三重県が主体となって適切な管理を継続します。また将来的には土地利用を行う多様な主体をも含めた管理へと移行していきます。

5 土地利用を促進するしくみづくり

多様な主体による土地利用を適切に開始・持続していくには、多様な主体間の意見調整の場や土地利用の共通ルール、活動資金の援助、広報・啓発などが今後必要となります。

Ⅲ 取組のスケジュール（案）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度～
公社所有地の県有地化	→				
散策路の整備	→				
多様な主体との連携	→				

<整備・利用計画図>

